

みのり
川崎市農政情報誌

農の達人

発行 川崎市農業振興センター

〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7

電話 044-860-2462

FAX 044-860-2464

E-mail

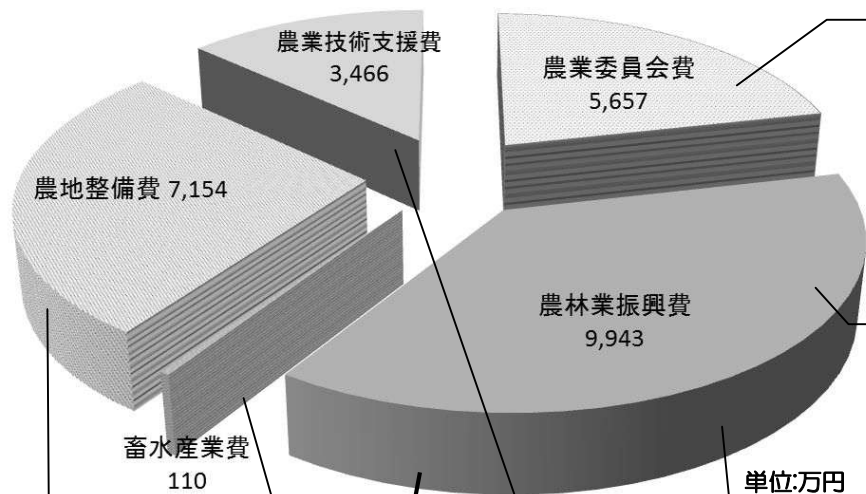
28nogyo@city.kawasaki.jp



平成 26 年度川崎市の農業予算が決まりました！

農業予算（2億6330万円）

（説明の事業はその一例です。）



●農業委員会費

農地利用関係の調整をはじめ農業全般にわたる問題を解決していくことを目的とした農業委員会の管理運営を行います。

●地産地消推進事業

JAセシサ川崎や市内流通事業者などと連携し、様々なイベント開催をとおして、新鮮・安全・安心な市内産農産物「かわさきそだち」のPR等を行います。

●有害鳥獣駆除事業

カラスやハクビシンなどの有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、JAセシサ川崎が行う駆除事業を補助します。さらに今年度は農林業振興費の中で、害獣被害の調査などを行い、効果的な駆除事業につなげていきます。

●環境保全型農業推進事業

人と環境にやさしい都市農業を目指し、環境保全型農業の普及、定着を図ります。

●農業用施設等保守管理事業

農業振興地域内の農業生産の安定化などを目的に、老朽化の進んだ農業用施設（揚水ポンプやため池など）の耐久性等の調査・補修を行います。

●農業技術支援センター管理運営費

農産物の生産に関する相談や指導、試験研究、技術的支援を行います。また、果樹等の優良な品種の普及や保存、生産活動を支援するためのボランティアの養成などを行います。

●次期農業振興計画策定事業

平成 28 年度からの今後 10 年間の農業振興テーマや目標、取り組むべき政策等を示す計画を、農業者や市民、学識経験者等と協力して策定します。農業者のみなさまからの御意見、御協力をお願いいたします。



「かわさきの農業」に関する情報は、ホームページでもご案内しています。

川崎市ホームページのトップページから「かわさきの農業」で検索！

人・農地プランについて

人・農地プランは地域の話し合いにより、人と農地の問題点を把握し、解決していくための未来の設計図です。

人・農地プランを作成するにあたり、地区の実情に合わせつつ、人と農地の問題を解決するためのプラン作成が重要であると判断し、平成25年度には各種事業に対する需要に応じた人・農地プランの作成に取り組みました。

今後も、資金の借入や農地の流動化など、計画を立てておくとう利な場合がありますので、必要に応じて人・農地プランの作成を進めていく予定です。

なお、平成26年度は、青年就農給付金（経営開始型）、スーパーL資金の金利負担軽減措置などの制度が人・農地プランと関係します。

各制度や人・農地プランにつきましては、農業振興課まで御相談ください。

※今年度も青年就農給付金（経営開始型）の相談・申請の受付を行う予定です。給付金には要件がありますので別途御相談ください。

（問合せ先）農業振興課 TEL 860-2462

人・農地プラン ～イメージ～				市町村名	集落/地域名	当初作成年月	
				●●市	●●	平成●年●月	
1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)							
経営体 (氏名)	経営者・代 表者の年 齢	構成員 (従業員)	後継者の 有無	現状〔平成〇〇年度〕		計画〔平成〇〇年度〕	
				経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)
A法人 (a氏)	才	2 (5) 名			ha		
B集落営農組合 (b氏) 認・o氏 認・d氏	才	22 (15) 名			ha		
E氏	才	3 (1) 名			ha		

農園を開設しませんか？

農地の保全・活用を図るとともに、市民が農業を体験できる場を提供し、市民の農業に対する理解を深めることを目的として、市民ファーム農園や体験型農園の開設を推進しています。



体験型農園の様子

市民ファーム農園とは、農業者自らが開設する区画貸しの農園です。

体験型農園とは、農業者自らが開設し、利用者が開設者の指示に従って植付けから収穫までを行う農園です。

市民ファーム農園・体験型農園の開設に関心のある方は、農業振興課まで御相談ください。

（問合せ先）農業振興課 TEL 860-2462

森林の土地を取得したときは届出を忘れずに！

個人、法人によらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併により、神奈川地域森林計画の対象となっている森林の土地を新たに取得した場合には、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。なお、面積が小さくても届出の対象となります。

必要な書類等は農業振興課まで御相談ください。

（問合せ先）農業振興課 TEL 860-2462

農業者年金に加入しましょう！～将来の安心に備えて～

■ 農業に従事されている方なら広く加入できる公的年金です

60歳未満の国民年金第1号保険者で、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。
配偶者や後継者など家族従事者の方も加入できます。

■ 積立方式の年金です

自分が納めた保険料とその運用収入を年金の原資として積み立て、その積立額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金で、少子高齢化が進んでも安心です。

■ 保険料額は自由に決められます

保険料は月額2万円から6万7千円の間(千円単位)で自由に決められ、いつでも見直すことができます。

■ 終身年金で80歳までの保証付きです

原則65歳から生涯受け取ることができる終身年金です。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、死亡一時金として遺族に支給されます。

■ 節税効果があります

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となりますので、所得税や住民税の節税になります。

■ 国庫補助が受けられる場合もあります

認定農業者で青色申告をしているなど一定の条件を満たす方は、月額で最高1万円の保険料の補助を受けることができます。
(問合せ先) 農業委員会事務局 TEL 860-2461

農地法の一部事務が、川崎市長に移譲されます

4月1日から、神奈川県知事が行っていた農地転用許可等の事務を川崎市長が行うことになりました。市街化調整区域内の農地を転用する場合の許可申請や、農地の賃貸借の解約等をする場合の許可申請について、川崎市農業委員会で受け付け、審査を行った上で川崎市長が許可を行うこととなります。

なお、市街化区域内の農地を転用する場合の届出や、農地の賃貸借の合意解約（土地の引渡し6か月前に成立し、書面で交わしたもの）の届出については、これまでどおり農業委員会で受け付けます。
(問合せ先) 農業委員会事務局 TEL 860-2461

川崎市長が行うことになった事務（主なもの）

- ・ 農地の転用許可事務（農地法第4、5条）
- ・ 農地の賃貸借の解約等の許可事務（農地法第18条）
- ・ 農地中間管理機構関連事務（農地法第37～40、43条）
- ・ 農地の原状回復等の措置に係る事務（農地法第51条）

川崎市農業委員会委員一般選挙の執行のお知らせ

平成26年7月18日に任期が満了することに伴う川崎市農業委員会委員の一般選挙は、告示日が6月27日（金）、投票日を7月6日（日）として執行されます。

(問合せ先) 市選挙管理委員会事務局選挙課 TEL 200-3425

かん水チューブを利用した

ナシの省力防除について

農業技術支援センターでは、本年度、かん水チューブを利用したナシ病害虫防除の検討を行います。ナシ棚に吊るしたかん水チューブに、希釈した農薬をエンジンポンプで送り出すことで散布します。



実用化となればSS（スピードスプレーヤー）に替わる防除方法として作業労力や騒音の軽減等が期待できます。



（問合せ先）
農業技術支援センター
TEL 945-0153



2015年 農林業センサスに 御協力をお願いします



- ◆「2015農林業センサス」を平成27年2月1日現在で調査します。
農林業センサスは5年に一度、全国一斉に農林業や農山村の実態を調べ、国や地方の農林業施策の企画・推進に役立つとても大切な調査です。
- ◆1月から調査員が農林業を営んでいる皆様のお宅を訪問します。
調査員が訪問して調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので御協力ををお願いします。
- ◆統計法では、調査内容を統計以外の目的で使用することが堅く禁じられています。
その他目的で使用することは一切ありません。

（問合せ先）農業振興課 TEL 860-2462